

屋外広告物許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

浜田市長 久保田 章市 様

押印が必要です。

申請者 住所

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名

〇〇 〇〇

印

電話番号

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

設置する広告物の種類を記入してください(野立広告物、屋上広告物、壁面広告物など)。

設置についての許可を受けたいので、次のとおり申請します。

広告物又は掲出物件の種類 〇〇広告物、〇〇広告物

個数(数量) 〇〇個(枚) 表

〇〇m²

表示(設置)場所 浜田市〇〇町〇〇番地

管理者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(氏名) 〇〇 〇〇

(職)

特に資格を有する者を必要としませんが、適正な管理が行える方を記入してください(屋外広告物士など広告物の専門知識を有する者が望ましい)。

工事施工者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (屋外広告業登録番号)
(氏名) 〇〇 〇〇 島根県屋外広告業登録 第〇〇号

工事施工予定期日 許可の日から 〇〇日以内に竣工

表示(設置)期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 平成〇〇年〇〇月

屋外広告物の表示や設置を業者に依頼する場合は、屋外広告物業の登録(島根県知事)を受けた業者でなければなりません。

- 添付書類
- 1 形状、寸法、材料、実測構造図、意匠、色彩、表示の方法そのものの大要を示すもの
 - 2 位置図、付近見取図及び実測平面図
 - 3 表示し、又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類
 - 4 はり紙又ははり札の申請に際しては、記入内容を省略し、その見本を添付すること。

- 備考
- 1 野立広告物にあっては、鉄道、道路及び付近の広告物又は掲出物件との距離及び間隔を図示すること。
 - 2 「管理者」欄に記入した場合は、屋外広告物管理者設置届の提出は不要

期間開始日は、許可日以降の日を記入してください。
期間終了日は、3年以内の3月末日を記入してください(簡易広告物は1年以内の3月末日)。

(例) 道路管理者から、道路の占有許可を受けて広告物を設置する場合など

非家用野立広告物を設置する場合は、他の非家用野立広告物との相互間距離、鉄道・国道からの隔離距離を記入した図面を添付してください。

浜田市長

提出	年	月	日
提出	年	月	日
提出	年	月	日
提出	年	月	日

1. 許可条件

1. 風雨等による飛散で美観風致を害さないように掲示し、許可期間満了後は直ちに、撤去すること。
2. 許可（申請）広告物又は掲出物件により第三者に損害を与えた場合は申請者において処置すること。
3. 許可（申請）広告物又は掲出物件を設置したときは遅滞なく、浜田市長へ設置届を提出すること。

2. 設置に当たっての注意事項

- ① 立看板は民家の壁面等に取り付け、道路敷（歩道、側溝、法敷を含む）内に突出さないこと。
- ② 道路における広告物又は掲出物件の表示については、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）による規制（建設省道路局通達「指定区間内における路上広告物等の占用許可基準について」）が行われています。たとえば交差点及びまがり角から10m以内及び交通標識の設置されている附近やその他の交通の支障となる場所には設置できません。
- ③ 風圧等により倒壊、破損しないよう堅固に設置すること。
- ④ 広告物又は掲出物件が、著しく汚染し、若しくは、塗料がはく離したとき、著しく破損し、又は老朽したとき、又は、倒壊若しくは落下のおそれがあるときには、速やかに補修すること。
- ⑤ 許可期間が満了した時、若しくは許可が取り消されたとき、又は、広告物又は掲出物件の表示若しくは設置が必用でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物の除却とともに、浜田市長へ除却届を提出すること。
- ⑥ 電柱類及び街路樹、照明灯、街灯柱、橋梁等の公共施設には添架しないこと。